

# 商品概要説明書

## 記念品付定期積金

(平成22年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・記念品付定期積金
2. 販売対象	・法人及び個人
3. 期間	・3年以上7年以下 (ちょきんぎょコースは2年以上7年以下)
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込 ・1回あたり1,000円以上 給付契約額1,000,000円以上 (ちょきんぎょコースは給付契約額360,000円以上) ・1円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。 ・個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・自動満期処理予約サービスの取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・中途解約もしくは積立がなされなかった場合は、記念品相当額を精算させていただきます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。〕
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課(電話:079-421-3738)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、兵庫県JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話：078-333-6670）にお尋ねください。</li> </ul> </li> </ul>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、又は当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

# 商品概要説明書

## 金利アップ型定期積金

(平成22年10月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・金利アップ型定期積金 (愛称：ドリーム)
2. 販売対象	・法人及び個人
3. 期間	・3年以上7年以下
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払込 ・1回あたり 1,000円以上 給付契約額1,000,000円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り  (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・ Sコース(給付金額300万円以上 5年以上) 当初契約時の店頭表示の年利回り+0.21%を満期日まで適用します。 ・ Aコース(給付金額180万円以上 5年以上) 当初契約時の店頭表示の年利回り+0.19%を満期日まで適用します。 ・ Bコース(給付金額100万円以上 3年以上) 当初契約時の店頭表示の年利回り+0.17%を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。 ・ 個人の場合は20%(国税15%,地方税5%)の分離課税、法人の場合は総合課税となります。
7. 手数料	-
8. 付加できる特 約事項	・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・ 自動満期処理予約サービスの取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。〕
10. 貯金保険制 度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、兵庫県農業協同組合中央会が設置・運営する兵庫県JAバンク相談所（電話：078-333-6670）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、兵庫県JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話：078-333-6670）にお尋ねください。</li> </ul>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、又は当初契約時の店頭表示の年利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・取扱期間は平成23年3月31日まで。</li> </ul>